

## 第22期第19回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年2月2日（金） 14:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館  
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

### 3 議 題

- (1) 有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置及び申請期間について（諮問）  
資料1
- (2) 令和6年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）  
資料2
- (3) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）  
資料3-1、3-2
- (4) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）  
資料4
- (5) 福岡県有明海区における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）  
資料5
- (6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について（報告）  
資料6
- (7) その他

資 料 1

(22期19回有明漁調委)

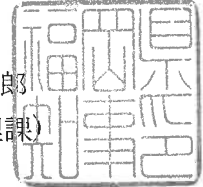
(令和6年2月2日)

5漁管第1,510号

令和6年1月22日

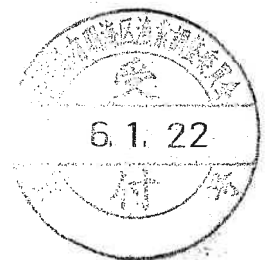
有明海区漁業調整委員会  
会長 半田 亮司 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る  
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」とい  
う。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」と  
いう。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下  
「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の  
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第  
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく公示（福岡県有明）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

(1) 県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を除く。)	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	4隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業							
げんしき網漁業	げんしき網						

(2) 県内許可分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	1隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月 日から令和6年3月 日まで (有明海区漁業調整委員会に諮問後1ヶ月間)

## 刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

#### (2) 船舶の総トン数 定めなし

#### (3) 推進機関の馬力数 定めなし

#### (4) 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

#### (5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

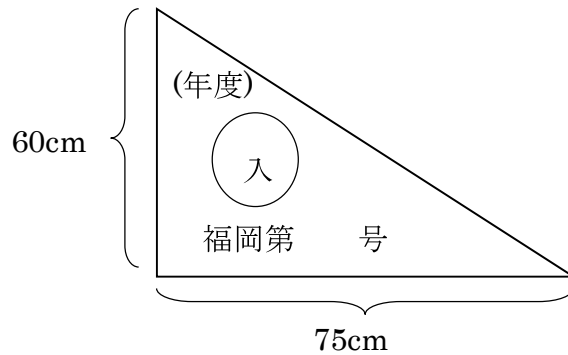
### 2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

### 3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



#### 4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

#### 5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

#### 附 則

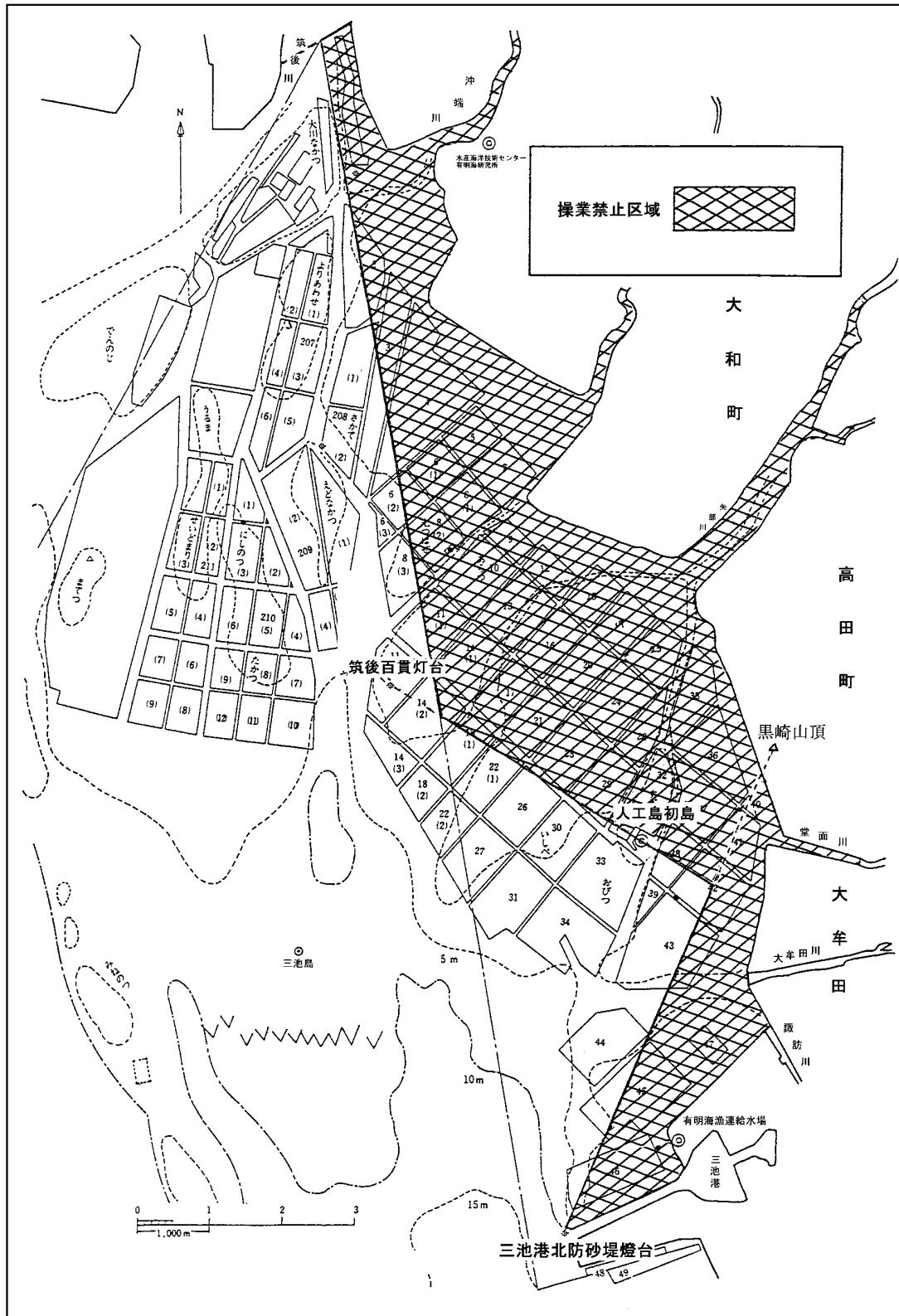
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

## 【すずき流し刺し網漁業】

### ○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



## 【えび三重流し刺し網漁業】

### ○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。



## 【雑魚一重流し刺し網漁業】

### ○条件

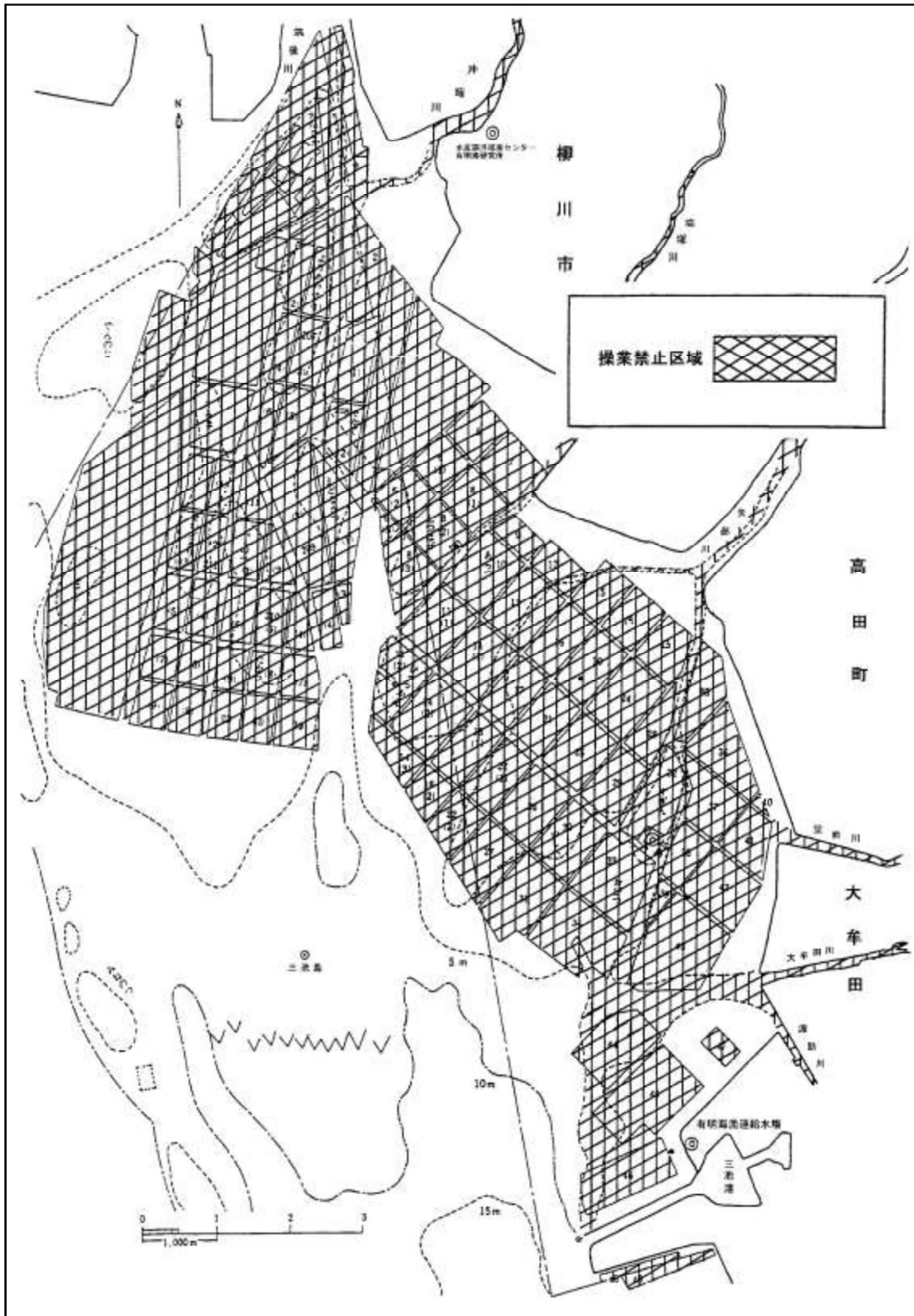
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 【固定式刺し網漁業】

### ○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の濬筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



## 【げんしき網漁業】

### ○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 令和6年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

### 第1 制限措置

#### 1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

#### 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

#### 3 船舶の総トン数

制限なし

#### 4 推進機関の馬力数

制限なし

#### 5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

#### 6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### 7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

### 第2 許可の有効期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

### 第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和6年4月25日から令和6年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

### 第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

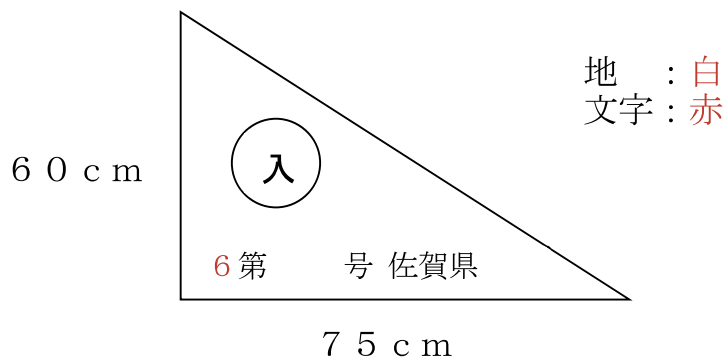
第5 条件  
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

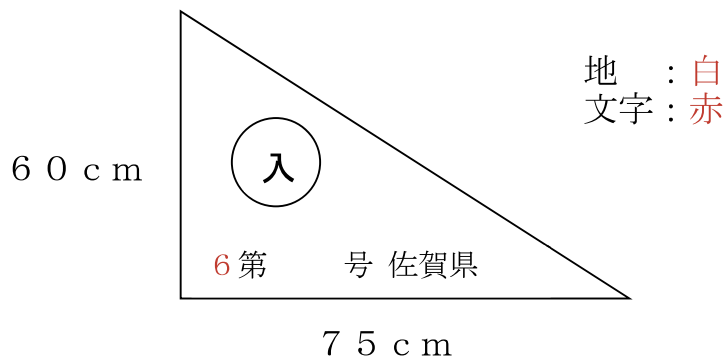
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

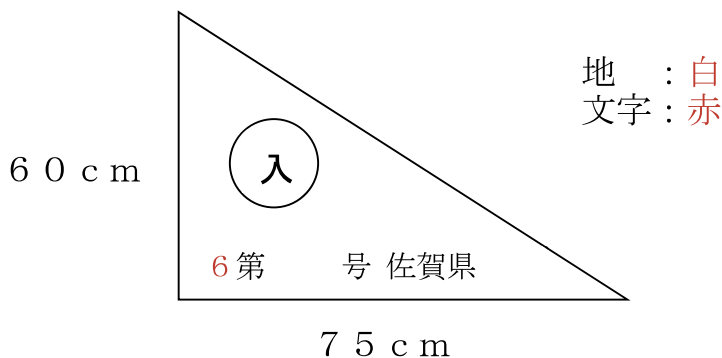


(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

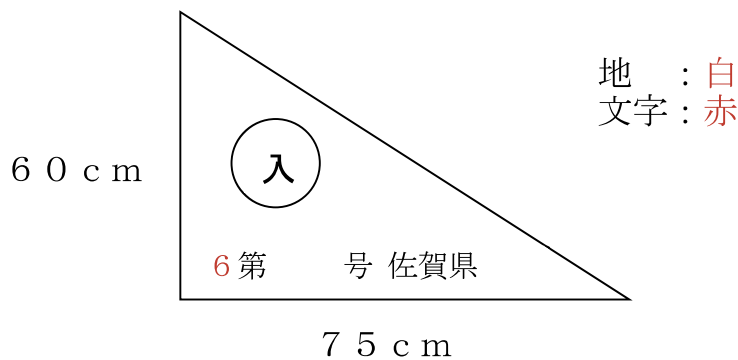
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

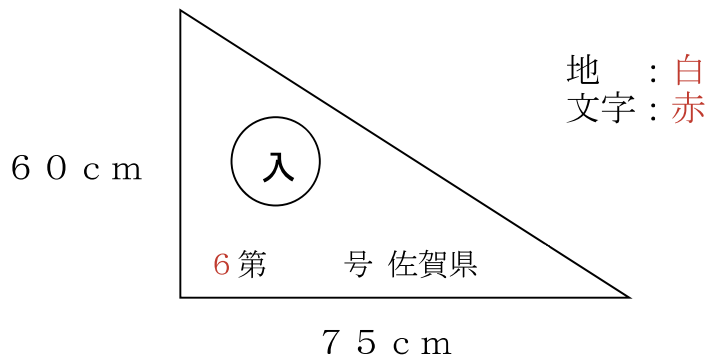
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和6年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域		佐賀県有明海（大臣管轄漁場を除く。）	福岡県有明海海域（大臣管轄漁場を除く。）
許可枠		120隻	120隻
許可の有効期間		令和6年7月1日～令和7年6月30日	令和6年7月1日～令和7年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (白色地に赤文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (青地に黒文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	

## さし網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県:佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26
地	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒
入	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒

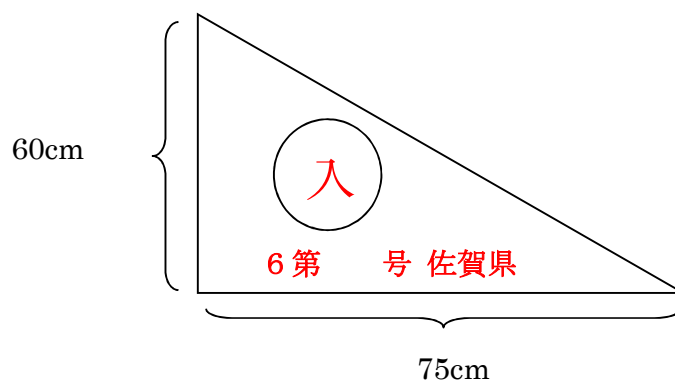
発行県:福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

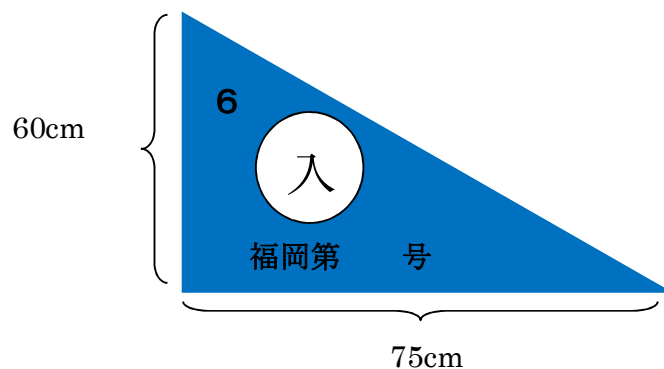
年度	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26
地	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白
入	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤

### ○令和6年度さし網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



## 刺し網漁業等福岡佐賀相互入漁許可実績一覧

(福岡県から佐賀有区への入漁)

漁協名 年度 種類	大川市 (旧大川、大野島 及び上新田を含)					川口					浜武					沖端					柳川					皿垣開					大和					両開					三里					合計									
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5										
すずき流し刺し網						3	3	3	3	3	1	1	1	2	2																																				4	4	4	6	6
えび三重流し刺し網	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1																1	1	1	1	1											3	3	3	3	3
雑魚一重流し刺し網	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	1		4	4	4	1					1					1	1														3	3	3	3	3						10	7	11	9	9
固定式刺し網	35	33	32	32	29	9	9	9	9	9	13	15	16	17	16	21	21	21	21	23	2	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1			3	3	3	3	3						86	86	86	86	86
げんしき網																																																							
計	40	37	36	36	33	15	15	15	14	14	15	16	21	23	22	23	22	22	22	24	3	2	2	2	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1			4	4	4	5	5						103	100	104	104	104

(佐賀県から福岡有区への入漁)

漁協名(支所名) 年度 種類	佐賀県有明海 (諸富町)					佐賀県有明海 (大詫間)					佐賀県有明海 (南川副)					佐賀県有明海 (広江)					佐賀県有明海 (東与賀町)					佐賀県有明海 (久保田町)					佐賀県有明海 (福富町)					佐賀県有明海 (新有明)					佐賀県有明海 (芦刈)					佐賀県有明海 (大浦)					合計				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5					
すずき流し刺し網	5	5	5	4	4						9	10	10	10	10	11	10	9	9	10	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	1	1	1	1	1											1	1				30	30	30	30	31
えび三重流し刺し網	2	2	2	2	2																																				1	1				2	2	2	3	3					
雑魚一重流し刺し網	4	4	3	3	3						2	3	3	3	3	7	7	5	4	4						2	2	2													1	1				13	14	13	13	13					
固定式刺し網	24	25	24	23	23	1		2	4	3	13	11	15	17	17		1				1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	7	3	4	5	5	1		1			4	3	4			50	43	55	57	56
げんしき網	10	10	10	10	10											5	5	3	3	3																1										1					15	15	14	14	13
計	45	46	44	42	42	1		2	4	3	24	24	28	30	30	23	22	18	16	17	3	3	3	3	3	3	3	6	7	6	3	3	3	3	3	7	3	4	5	5	1		2			4	7	7			110	104	114	117	116

当該漁期末における有効許可件数。

ただし、令和5年度については、令和6年1月31日現在で有効な許可数。

## 「中島川（矢部川）みおすじ」の位置について

### 【関係漁場に係る委員会における協議】

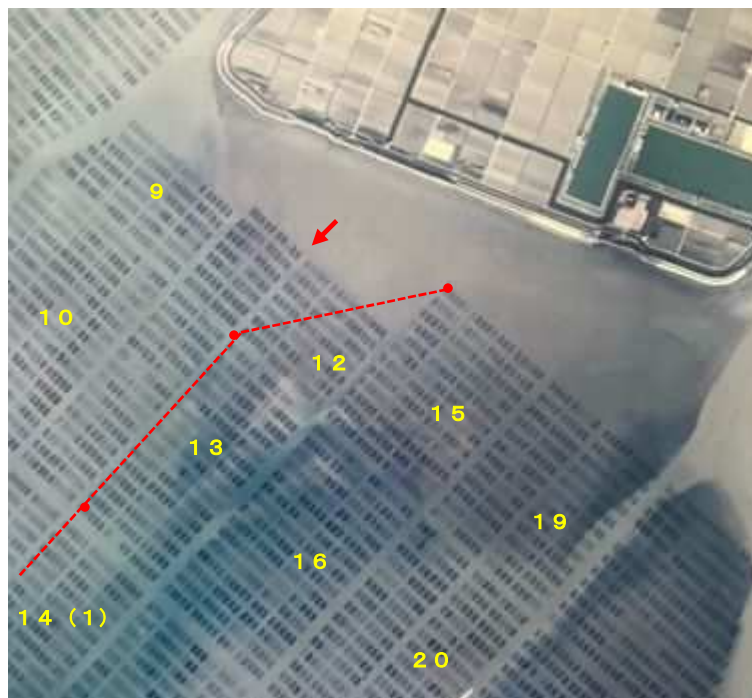
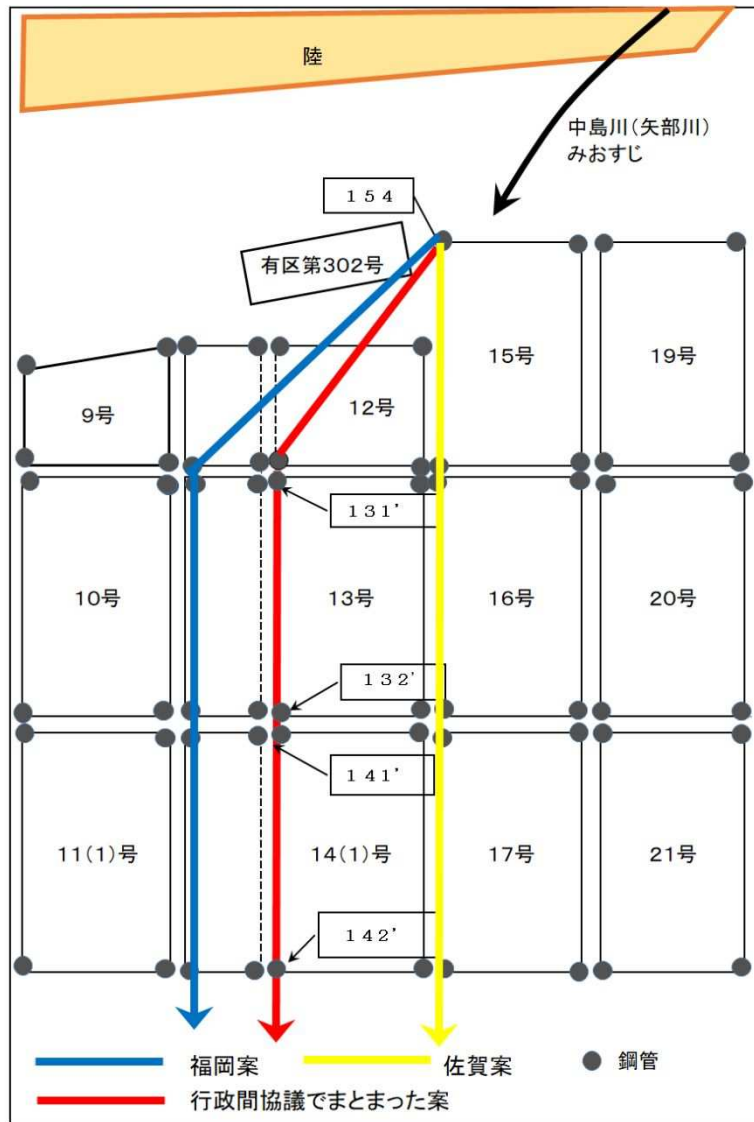
- (1) 平成 29 年 9 月 28 日 第 362 回福佐連調委  
・「中島川（矢部川）のみおすじ」と「あばきのたお」の明確な場所を明確にするため、両県行政に、関係する資料を収集し、事前協議を行うよう付託。
- (2) 平成 30 年 8 月 22 日 第 367 回福佐連調委  
・「あばきのたお」の位置を決定 → p 4 赤線①参照  
・「中島川（矢部川）のみおすじ」の位置は意見が一致せず。 → p 4 赤線②参照  
※福岡の考え → p 4 赤線③、p 5 参考
- (3) 令和 5 年 2 月 21 日 第 378 回福佐連調委  
・過去の地図に示された 3 本のみおのうち、中央のみおを「中島川（矢部川）みおすじ」とすることを決定。 → p 6 赤線④参照  
・両県に現在の地形図に位置を示す作業を進めるよう指示。 → p 6 赤線⑤参照
- (4) 令和 5 年 5 月 24 日 第 22 期第 15 回有明海区漁調委  
⑦第 367 回福佐連調委で主張した線が妥当との意見。 → p 6 赤線⑦参照  
⑧のり区画漁業権漁場の先端まで線を延ばすべきとの意見 → p 6 赤線⑧参照  
⑨事務局案で行政間協議に臨むことを決定。 → p 6 赤線⑥、p 7 赤線⑨参照

### 【行政間協議の経緯】

- (1) 令和 5 年 6 月 9 日 第 1 回行政間協議（佐賀県庁）  
・沿岸で終わっている中島川のみおすじの先をのり区画漁場の端まで延長すること、漁場図、現場海域でも具体的な位置が確認できる鋼管を基点として用いて線を設定することで意見が一致。
- (2) 令和 6 年 1 月 12 日 第 2 回行政間協議（唐津市）  
・福岡、佐賀それぞれの案を検討。意見の一致には至らず。
- (3) 令和 6 年 1 月 25 日 第 3 回行政間協議（柳川市）  
・「中島川（矢部川）のみおすじの終点に最も近い鋼管 154 と有区第 13 号に設置の鋼管 131' を結ぶ直線、※鋼管 131' から鋼管 142' を結ぶ直線及びその延長線（のり区画漁場の端まで）を両県行政案とすることで一致。

※第 2 回行政間協議における福岡案、佐賀案の間の線

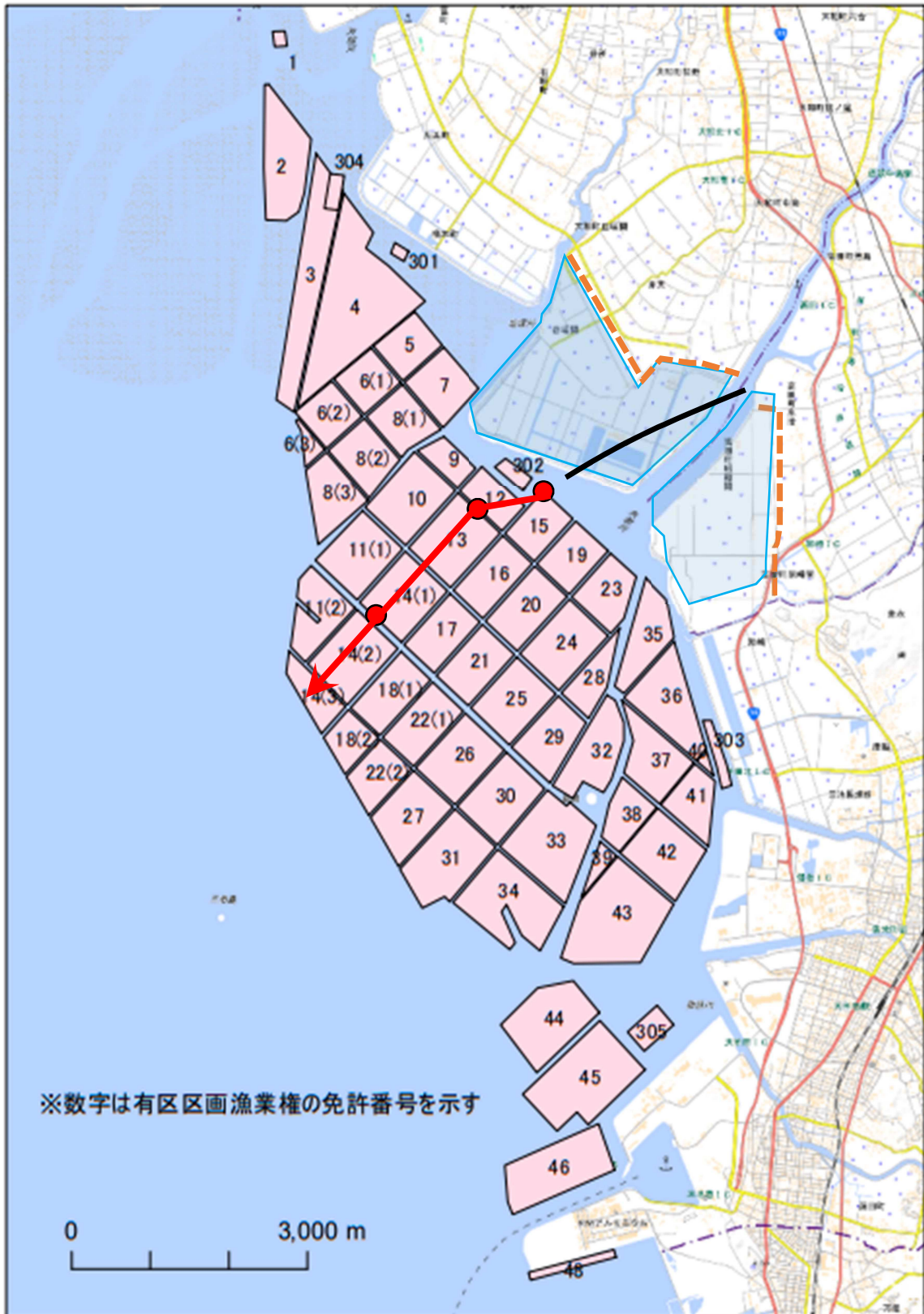
(両県行政案 (概略図))





【中島川（矢部川）みおすじ（両県行政案）】

### 福岡県有明海区画漁業権漁場図



- 中島川（矢部川）みおすじ（跡）
- 中島川（矢部川）みおすじ（案）
- - - 過去の陸岸
- 基点とする鋼管

## 参考資料(議事録抜粋)

### (2)第367回福佐連調委(H30. 8. 22)

#### 中牟田事務局長(佐賀県)

(前段省略)

この資料の東与賀町との記載があります地先の区画の境界線、左手の区画がないところ、が「あばきのたお」を示している資料です。これを1ページ目の肌色の線と見比べて見ると同じ場所を示していることが分かるかと思えます。この資料をも

って、①「あばきのたお」については、過去から現在に至るまでこの場所ということで行政間の協議において、意見の一致をみたところ。

(中略)

これを見ますと、河口部分のみおすじは2本目、3本目は1本に繋がっているように見えます。ということから、中央のみおすじが具体的にどこなのかということが事務局間では結論に至っていない状況です。最後に6ページ目をお開きください。この資料は、昭和51年10月23日に開催されました第186回の福佐連調委の資料です。この資料では、国営大和干拓、国営三池干拓が図示されています。本干拓は昭和45年に完工されていますので、それ以降のみおすじの変化が確認で

きます。②この資料を見ると、河口域からのみおすじは2本、矢部川のみおすじはその沖合で二股に分かれ、更に一番南側のみおすじが更に沖合で二股に分かれるという形で、過去の資料と比べますとみおすじが変化していることがこの資料で判断できるかと思えます。これらの資料を基に行政間においては「中島川みおすじの中央部分」というところがどこなのかというところは結論に至っておりません。今後、委員の皆様におきまして、この資料をもって、ご審議をお願いしたいところでございます。以上で報告は終わります。

#### 徳永議長(佐賀県)

はい。どうもありがとうございました。ただいま、協定書及び確認書の締結の報告がありました。それと「中島川みおすじ」及び「あばきのたお」の場所に関する協議の結果報告がありました。この件について、福岡県の方から補足等がありましたらお願いします。

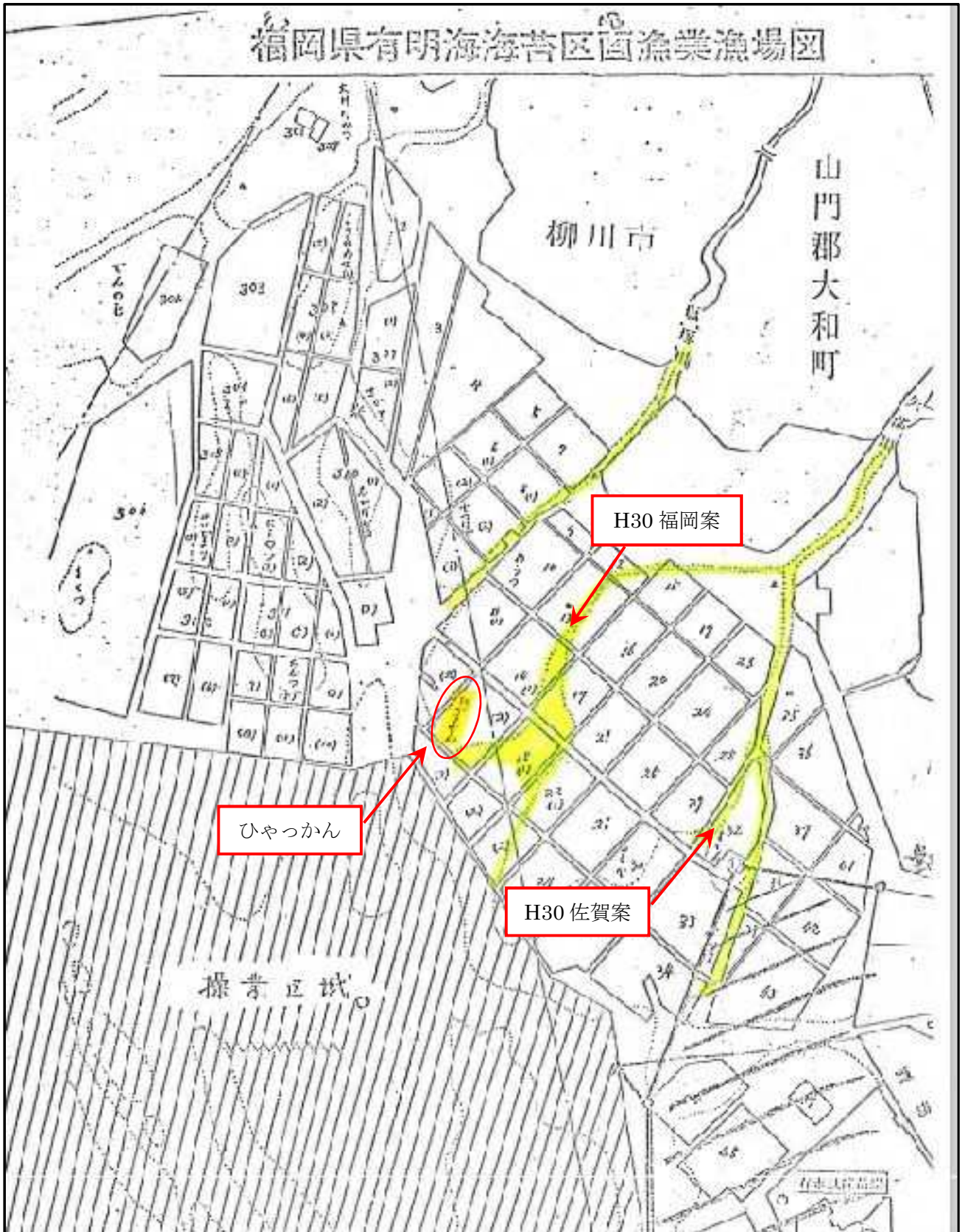
#### 池内技術主査(福岡県)

資料の3ページに具体的な記述がありまして、「中島川のみおすじが3本ある。」  
「その中央が該当。」となっておりますが、この時の図面が無く、その後、別の委

員会での資料が4、5、6ページです。先ほど中牟田事務局長が言いましたが、③福岡県としては、あくまでも中島川、塩塚川に係わらず、この周辺のみおすじということであれば、図面の3本の真ん中で、やや大和町の真ん中沖ぐらいということで協議を進めてきた訳ですが、ここが、佐賀県と見解が分かれているところです。



参考：第367回福佐連調委（H30.8.22）に提案された両県案



(3) 令和5年2月21日 第378回福佐連調委

西久保議長(佐賀県)

ありがとうございました。④過去の文献の中に中島川のみおすじについての記載や図面が確認されましたが、当時から干拓工事による埋め立てなどで地形が大きく変わっているため、現在の漁場図に落とせるまでに至らなかったとのことでした。今後、⑤現地調査等により場所を確定していくとのことなので、その結果がわかりましたら報告をお願いします。

(4) 令和5年5月24日 第22期第15回有明海区漁調委

佐野事務局長

(中略)

具体的には推定したみおがのり区画漁場に届いていないため、⑥その末端に最も近い有区15号の北の角の鋼管154と、水深が0m線に近い有区16号の西角の鋼管164を結ぶ有区15号、16号の西側に沿った直線を、「中島川(矢部川)のみおすじ」といたしました。

この案は、今月9日に開催されました、福岡有明海漁連の理事会においても説明を行い、ご意見を伺った結果、この線を「中島川(矢部川)のみおすじ」の案として本委員会で協議を行うことに了承をいただいております。

(中略)

松藤和男委員

よろしいですか。だいたい、⑦「中島川のみおすじ」というのは、①の線が本当です。②の線もありましたが沖まで続いておらず、途中で止まっているのでみおすじとは言いません。

今、これを知っているのは、私の年から上の人達だけです。そのため、①の線が良いと思います。

堺委員

⑧どちらかという、区画ではっきりさせないと、有区17号の区画をどうするかというところで、ここで止めてしまうことで難しい問題になるんじゃないかと。その先の漁場については、また延々と争うことになるんじゃないかと思えます。

半田議長

⑨今の時点では②の線ですよろしいですか。

相手の出方もあると思いますので、この案でいきたいと思えます。

**有明海(操業区域に農区を含む)における知事許可漁業の許可状況**  
 (基準日:令和6年1月1日)

**福岡県**

漁業種類		許可件数	許可の有効期限
えび2そうびき網漁業		0	—
あんこう網漁業		0	—
潜水器漁業		0	—
げんしき網漁業		15	令和10年6月30日
固定式刺し網漁業		354	令和10年6月30日
空つりなわ漁業		2	令和10年6月30日
刺し網漁業	すずき流し刺し網漁業	26	令和10年6月30日
	えび三重流し刺し網漁業	50	令和10年6月30日
	雑魚一重流し刺し網漁業	46	令和10年6月30日
	さわら一重流し刺し網漁業	0	—

**佐賀県**

漁業種類		許可件数	許可の有効期限
えび2そう船びき網漁業		1統	令和5年11月30日
あんこう網漁業		22統	令和9年6月30日
げんしき網漁業		82	令和9年6月30日
固定式刺網漁業		950	令和9年6月30日
刺網漁業	すずき流し刺網漁業	110	令和9年6月30日
	えび三重流し刺網漁業	308	令和9年6月30日
	雑魚一重流し刺網漁業	224	令和9年6月30日
	さわら流し刺網漁業	0	—
	雑魚三重流し刺網漁業	106	令和10年2月29日

5 水管第2612号  
令和 6 年 1 月 23 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川市漁業協同組合及び川口漁業協同組合から漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】

報告対象期間: 令和4年6月1日～令和5年5月31日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価					
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況								
農共1号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	31,320日 【※】	あさり漁獲量 13,530kg(うち農共2,000kg) もがいの漁獲量 18,612kg しおふき漁獲量 26,135kg にし・その他貝類漁獲量 5,000kg(うち農共3,000kg) 【※】	1,613人	261人 【※】	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・保護区の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具の制限 ・体長制限 2. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生息調査 ・天然採苗器の設置、追跡調査 ・稚貝等放流、移植 ・母貝育成等による生息域拡大技術の試行 ・種苗放流 3. その他の取組 ・密漁監視	○	適切かつ有効に活用されている。					
			あさり漁業	1月1日	12月31日												
			からすがい漁業	1月1日	12月31日												
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日												
			ばい漁業	1月1日	12月31日												
			あかがい漁業	1月1日	12月31日												
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日												
			もがいの漁業	1月1日	12月31日												
			にし漁業	1月1日	12月31日												
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日												
			しおふき漁業	1月1日	12月31日												
			あげまき漁業	1月1日	12月31日												
			またがいの漁業	1月1日	12月31日												
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日												
			はいがいの漁業	1月1日	12月31日												
			しゃみせんがいの漁業	1月1日	12月31日												
			たこ漁業	1月1日	12月31日												
			第2種共同	竹羽瀬漁業	1月1日								12月31日	0日	-	1,282人	1人
			三尺網漁業	1月1日	12月31日								360日 【※】	アキアミ漁獲量 4,000kg シバエビ漁獲量 35,000kg(うち農共34,000kg) 【※】	1,282人	12人 【※】	
		あみもじ網漁業	1月1日	12月31日													
		こうもり網漁業	1月1日	12月31日													
		待網漁業(緊網及び手押網漁業)	1月1日	12月31日	660日 【※】	ガザミ漁獲量 683.3kg(うち農共680.3kg) インガニ漁獲量 993kg(うち農共132kg) コウイカ漁獲量 7,571kg(うち農共1,850kg) ハゼクチ漁獲量 438.6kg(うち農共236.1kg) あなご漁獲量 3kg 【※】	1,282人	11人 【※】									
		かにかご漁業	1月1日	12月31日													
		いかかご漁業	1月1日	12月31日													
		あなごかご漁業(笠を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日													
		うなぎかご漁業(笠を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日													

【※】知事免許漁場分を含む(農共分は内数として記載)。漁協へのヒアリングにより、漁業者は農共の漁場と有共の漁場を一体的に利用していることを確認。

報告対象期間

①令和4年5月1日～令和5年4月30日(漁連)

②令和4年4月1日～令和5年3月31日(漁協)

【区画漁業権】

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数	行使状況			
農区第1号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・資格審査の実施  2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃	x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第1号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	15人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第1号	上新田漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第11号	川口漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第11号	大川漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	15人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第11号	上新田漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第205号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚	総生産枚数 6.4億枚  総生産額 105.3億円  【※】	12人	0人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行使の内容」(厳守事項)を公示 ・漁業権管理委員会の実施 ・資格審査の実施  2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃 ・漁場巡回監視 ・漁場調査  3. その他の取組 ・新規就業者向け研修会の開催	x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第206号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚		435人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	6,000枚		435人	58人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,670枚		435人	65人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,150枚		435人	105人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	17,634枚		435人	177人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	12,090枚		435人	151人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	50枚		12人	1人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚		15人	0人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,020枚		12人	11人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	380枚	15人	13人	○	適切かつ有効に活用されている。		

【※】知事免許漁場分を含む。



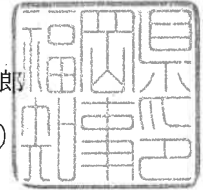
資 料 5  
(22 期 19 回有明漁調委)  
(令和 6 年 2 月 2 日)

5 漁管第 1 5 2 2 号

令和 6 年 1 月 2 4 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第 9 0 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、福岡有明海漁業協同組合連合会、三里漁業協同組合、大川市漁業協同組合（旧大川漁業協同組合及び旧大野島漁業協同組合）、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合から漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 0 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。



## 令和4年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況(有明海区)

報告の対象となる期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日(漁連・有共)  
 令和4年5月1日～令和5年4月30日(漁連・有区)  
 令和4年4月1日～令和5年3月31日(漁協)

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
共同	有共第1号	第1,2種	(略)	筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先	福岡有明海漁連	団体	1613	○	○
"	有共第2号	"	"	大牟田市四山町地先	三里	"	65	○	○
区画	有区第1号	第1種	かきひび建	柳川市昭南町地先	大川(現:大川市)	"	21	—	×
"	"	"	"	"	川口	"	50	—	×
"	"	"	"	"	大野島(現:大川市)	"	4	—	×
"	"	"	"	"	柳川	"	6	—	○
"	有区第2号	"	のり	柳川市橋本町地先	福岡有明海漁連	"	435	—	○
"	有区第3号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第4号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第5号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第6号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第7号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第8号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第9号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	435	—	○
"	有区第10号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第11号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第12号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第13号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第14号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第15号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第16号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第17号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第18号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第19号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第20号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第21号	"	"	"	"	"	435	—	○
"	有区第22号	"	"	"	"	"	435	—	○

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
区画	有区第23号	第1種	のり	柳川市大和町地先	福岡有明海漁連	団体	435	—	○
〃	有区第24号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第25号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第26号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第27号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第28号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第29号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第30号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第31号	〃	〃	大牟田市地先	〃	〃	435	—	○
〃	有区第32号	〃	〃	柳川市大和町地先	〃	〃	435	—	○
〃	有区第33号	〃	〃	大牟田市地先	〃	〃	435	—	○
〃	有区第34号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第35号	〃	〃	みやま市高田町地先	〃	〃	435	—	○
〃	有区第36号	〃	〃	大牟田市地先	〃	〃	435	—	○
〃	有区第37号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第38号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第39号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第40号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第41号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第42号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第43号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第44号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第45号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第46号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第47号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	×
〃	有区第48号	〃	〃	〃	〃	〃	435	—	○
〃	有区第301号	第3種	あさり	柳川市橋本町地先	〃	〃	195	—	○
〃	有区第302号	〃	〃	柳川市大和町地先	〃	〃	195	—	○
〃	有区第303号	〃	〃	大牟田市地先	〃	〃	195	—	○
〃	有区第304号	〃	〃	柳川市橋本町地先	〃	〃	195	—	○

## 全漁調連九州ブロック会議次第

〔 開催期日 令和 5 年 1 月 1 6 日 (木) 午後 2 時 3 0 分から午後 5 時まで 〕  
〔 開催場所 ホテルグランデはがくれ 1 階「ハーモニーホール B」 〕

### 【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会 (会長、事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課、九州漁業調整事務所、内閣府沖縄総合事務局  
農林水産部林務水産課
- (3) 佐賀県農林水産部長、佐賀県連合海区漁業調整委員会 (会長、事務局)、県内海区  
漁業調整委員会 (会長)、県農林水産部水産課

### 1 開会

司 会：事務局長 江口 泰蔵

### 2 挨拶

- ① 主催者挨拶  
全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 川寄 和正 (佐賀県連合)
- ② 開催地挨拶 (地元海区)  
佐賀県連合海区漁業調整委員会 副会長 西久保 敏
- ③ 来賓挨拶  
水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義
- ④ 地元県挨拶  
佐賀県農林水産部副部長 池田 知優
- ⑤ 来賓紹介

### 3 議長選出

佐賀県連合海区漁業調整委員会連合会 副会長 西久保 敏

### 4 議事録署名人選出 (前回、次回の幹事県)

- ・長崎県連合海区
- ・福岡県連合海区

## 5 議事

第1号議案 令和6年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

- ・協議事項：なし
- ・照 会：大分海区  
：福島、静岡海区、東京海区

第3号議案 次期開催海区について

- ・福岡県連合海区

第4号議案 令和10年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の開催海区について

- ・鹿児島県連合海区

## 6 その他

7 閉 会 16時20分

8 講 演 16時30分

- ・「遊漁と漁業の調整について」
- ・講師：水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義

[情報交換会] 18時頃から20時まで

- ・1階 「ハーモニーホールA」
- ・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 三野 雅弘

令和6年度要望事項(各県提出議題)

要望事項	提案県	
<p>I 海区漁業調整委員会制度</p> <p>海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>地方自治体への適切な指導・助言</p>	<p>長崎 熊本</p>	<p>継続</p>
<p>III 太平洋クロマグロの資源管理</p> <p>国留保枠の有効活用、漁獲上限の拡大、漁獲枠の増枠が承認された場合の沿岸の零細な漁船漁業への優先配分、遊漁者への指導強化、経営安定対策の拡充、クロマグロによる他漁業種(イカ釣りなど)への被害対策、</p>	<p>佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄</p>	<p>継続</p>
<p>IV 沿岸資源の適正な利用(沿岸漁業と沖合漁業の調整)</p> <p>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>	<p>福岡 熊本 鹿児島 長崎</p>	<p>継続</p>
<p>V 漁業法改正後の制度運用</p> <p>地方自治体への適切な指導・助言</p>	<p>大分</p>	<p>継続</p>
<p>新たな資源管理措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源評価制度の向上</li> <li>・関係漁業者の理解と協力を得た上で、沿岸漁業の経営に配慮</li> <li>・遊漁者への資源管理取り組み体制の構築</li> <li>・減収が生じた際の経営維持対策</li> <li>・漁獲枠配分方法、漁獲量の管理、集計方法を具体的に示したうえで関係者の理解を得ること</li> </ul>	<p>大分 福岡 長崎</p>	<p>新規</p>
<p>VI 外国漁船問題</p>		
<p>我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について</p>	<p>福岡</p>	<p>継続</p>
<p>日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について</p>	<p>長崎</p>	
<p>日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について</p>		
<p>東シナ海における漁船の安全操業確保について</p>	<p>熊本</p>	
<p>日中漁業協定に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について</p>	<p>鹿児島</p>	<p>継続</p>
<p>日中漁業協定の見直しについて</p>		
<p>日台漁業取決めの見直しについて</p>	<p>沖縄</p>	
<p>VII 海洋性レジャーとの調整(ミニボートによる危険行為の防止)</p> <p>所有者登録と保険加入をセットにした制度の創設、安全講習会の充実、事故防止の安全装置設置義務など</p>	<p>佐賀 熊本</p>	<p>継続</p>